

平成 29 年 7 月 28 日
令和 4 年 12 月 2 日改正

消費動向指数研究協議会規約

(目的)

第 1 条 「消費動向指数研究協議会」(以下「研究協議会」という。)は、民間企業が保有する様々な消費関連情報を活用した消費動向指数の開発について産学官で連携して研究を行い、企業保有情報の適切かつ有効・有益な活用により、我が国の公的統計の改善・高度化、学術研究の発展を推進することを目的とする。

(構成)

第 2 条 研究協議会は、総務省(統計局及び統計研究研修所)及び独立行政法人統計センター(以下「総務省統計局等」という。)並びに前条の目的に賛同して保有する消費関連情報を任意の形式で分析用に総務省統計局等に提供する企業で構成するものとする。

- 2 研究協議会を構成する企業(以下「研究協議会構成企業」という。)は、別記 1 に掲げるとおりとする。
- 3 研究協議会に、研究協議会の活動に助言を行うため、オブザーバーを置く。
- 4 オブザーバーは、別記 2 に掲げるとおりとする。
- 5 研究に有用な消費関連情報を保有し、かつ前条の目的に賛同して総務省統計局等に保有する消費関連情報を提供しようとする企業は、総務省統計局等と協議し、その同意を得て、適宜、研究協議会構成企業として研究協議会に参加することができるものとする。
- 6 研究協議会構成企業は、任意に研究協議会を退会することができるものとする。

(研究の内容)

第 3 条 消費動向指数の研究は、次の各号に掲げる事項を行うものとする。

- 一 研究協議会構成企業独自の区分によるサマリーデータ等を用いたデータの特性又は構造の解析並びにバイアスの補正及び欠測情報の補完に関する統計数理的方法の研究並びに収支項目分類等の適用・変換方法の検討
- 二 前号に掲げる解析、研究及び検討に基づく消費動向指数の試作並びに検証
- 三 前二号に掲げるもののほか、消費動向指数の改善に向けた検討

(研究協議会構成企業の役割)

第4条 研究協議会構成企業は、保有する消費関連情報から、各研究協議会構成企業の事業運営に支障が生じない範囲内で、消費動向指数の開発に資するデータを、総務省統計局等に任意で提供するものとする。

2 各研究協議会構成企業は、前項のデータの提供に当たって、個人情報及び法人情報の保護に必要な措置を講じるものとする。

(総務省統計局等の役割)

第5条 総務省統計局等は、研究協議会構成企業から提供を受けたデータ及び研究協議会構成企業の個別のデータの状況が明らかとなる分析資料を、第1条の目的に沿って、第3条の研究のために使用するものとし、当該研究以外の用途への使用は行わないものとする。ただし、第9条第3項に規定する学術論文の執筆等の学術研究の参考とすることを妨げない。

(総務省統計局等における必要な秘密保全の措置)

第6条 総務省統計局等は、各研究協議会構成企業から提供を受けたデータの重要性等を踏まえ、国家公務員法上の守秘義務に基づきつつ、法人情報の保護のために必要な措置を講じるものとする。

2 前項の必要な措置を例示すると、次のようなものとする。

一 研究協議会構成企業から提供を受けたデータに直接接触できる職員を、総務省統計局等の職員(統計局を担当する大臣官房等の職員を含む。以下同じ。)のうち、研究協議会業務に携わるものとして指定した職員に限定することとし、研究協議に必要でかつ最小限度の範囲の職員を指定することとする。

二 前号の指定を受けた職員は、指定を受けた職員以外に提供を受けたデータ及び各研究協議会構成企業の個別のデータの状況が明らかとなるような分析資料を漏洩してはならないものとする。

三 第一号の指定を受けた職員は、提供を受けたデータを第3条に規定する研究以外の目的に使用してはならないものとする。

四 研究協議会構成企業から提供を受けたデータ及び各研究協議会構成企業の個別のデータの状況が明らかとなるような分析資料は、第一号の指定した職員以外の者が接触できないような措置を講じること。

五 公表する資料等は、各研究協議会構成企業の個別のデータの状況が明らかとならないものとする。

六 特定の研究協議会構成企業の個別のデータの状況が明らかとなる分析資料は、当該研究協議会構成企業以外に提示しないものとする。

- 3 研究協議会構成企業が退会する場合、総務省統計局等は、当該研究協議会構成企業から提供を受けたデータ及びその個別のデータの状況が明らかとなる分析資料について、退会する研究協議会構成企業の要請に応じ、必要な措置を講じるものとする。

(産学官の体制)

第7条 第3条の研究を行うために必要な学術的及び専門的な指導を得るため、総務省統計局等は評議員及び研究評議会を置くことができるものとする。

- 2 評議員は、学識経験者から選任するものとする。
- 3 評議員は、国家公務員法上の守秘義務の対象となる総務省統計研究研修所の客員教授又は独立行政法人統計センターの非常勤職員等に任命され、かつ、第6条第2項第一号の職員として指定されるものとする。
- 4 研究評議会は、第3条の研究に係る全体方針に関し専門的見地から調査審議を行うことを目的とし、総務省統計局等の関係課室長及び評議員等で構成する。
- 5 総務省統計局等は、研究評議会の調査審議の状況について、各研究協議会構成企業に、適宜、報告を行うものとする。
- 6 総務省統計局等は、第1項に定めるもののほか、第3条の研究を行うため、必要な研究者等の協力を求めることができるものとする。
- 7 総務省統計局等は、前項の協力を求める場合は、第6条に準じ、必要な秘密保全措置を講じるものとする。

(役割に応じた費用の負担)

第8条 第3条の研究において、総務省統計局等、各研究協議会構成企業及びオブザーバーが、その役割を果たす上で発生する費用については、原則として、それぞれが負担するものとする。ただし、特段の費用を要する場合等においては、別途、総務省統計局等と各研究協議会構成企業で個別に協議を行うものとする。

(研究成果の公表)

第9条 総務省統計局等は、第3条の研究の成果（データを基に算出した値のほか、研究又は協議を通じて得た分析の結果、手法、理論等を含む。）を公表する場合には、各研究協議会構成企業の個別のデータの状況が明らかとならないよう、措置す

るものとする。

- 2 前項の研究の成果の公表に当たっては、総務省統計局等は、あらかじめ、研究協議会構成企業に提示し、意見を求めるものとする。
- 3 第1項に掲げる研究の成果のほか、学識経験者、研究者等で第6条第2項第一号の指定を受けた職員は、総務省統計局等の了承の下に、研究の成果に寄与した個人的な業績について、学術論文等を公表することができるものとする。この場合において、当該学術論文等は、各研究協議会構成企業の個別のデータの状況が明らかとならないよう、措置しなければならない。
- 4 各研究協議会構成企業のデータに関する研究及び協議の状況については、関係する研究の進捗状況について、各研究協議会構成企業に適時に、個別に情報提供を行うものとする。

(事務局)

第10条 研究協議会に係る事務は、総務省統計局等の関係課室において処理する。

附 則

この規約は、平成29年7月28日から施行する。

附 則

この規約は、平成29年12月26日から施行する。

附 則

この規約は、令和4年12月2日から施行する。

別記1 株式会社アイデイズ
イオン株式会社
株式会社インテージ
株式会社NTT ドコモ
株式会社オリエントコーポレーション
株式会社クレディセゾン
株式会社 Zaim
CCCMK ホールディングス株式会社
株式会社ジェーシービー
Segment of One & Only 株式会社
株式会社セブン&アイ・ホールディングス
株式会社 True Data
株式会社パスモ
東日本旅客鉄道株式会社
ビザ・ワールドワイド
株式会社 BCN
株式会社マクロミル
Mastercard
株式会社マネーフォワード
三井住友カード株式会社
三菱 UFJ ニコス株式会社
ユーシーカード株式会社
株式会社ロイヤリティ マーケティング

(五十音順)

別記2 慶應義塾大学産業研究所
国立大学法人 東京大学大学院経済学研究科
一般社団法人 日本経済団体連合会

(五十音順)